

食品安全委員会第564回会合議事録

1. 日時 平成27年6月9日（火） 14:00～14:42

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・添加物 1品目
次亜臭素酸水

(厚生労働省からの説明)

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「DP-No. 2株及びGG-No. 1株を利用して生産されたグルタミルバリングリシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 新開発食品専門調査会における審議結果について

- ・「大麦若葉粉末」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「エトフェンプロックス」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「クロフェンテジン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「クロルプロファム」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ピコキシストロビン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ピロキロン」に係る食品健康影響評価について

(5) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成27年5月分）について

(6) その他

4. 出席者

(委員)

熊谷委員長、佐藤委員、山添委員、三森委員、石井委員、上安平委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 山本基準審査課長

(事務局)

姫田事務局長、東條事務局次長、山本総務課長、関野評価第一課長、
鋤柄評価第二課長、植木情報・勸告広報課長、池田評価情報分析官、

5. 配布資料

- 資料 1 - 1 食品健康影響評価について
- 資料 1 - 2 「次亜臭素酸水」の添加物指定及び規格基準の設定に関する食品健康影響評価について
- 資料 2 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について〈DP-No. 2株及びGG-No. 1株を利用して生産されたグルタミルバリングリシン〉
- 資料 3 新開発食品専門調査会における審議結果について〈大麦若葉粉末〉
- 資料 4 - 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈エトフェンプロックス〉
- 資料 4 - 2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈クロフェンテジン〉
- 資料 4 - 3 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈クロルプロファミン〉
- 資料 4 - 4 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ピコキシストロビン〉
- 資料 4 - 5 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ピロキロン〉
- 資料 5 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成27年5月分）について

6. 議事内容

○熊谷委員長 ただいまから第564回「食品安全委員会」会合を開催します。

本日は7名の委員が出席です。

厚生労働省から山本基準審査課長に御出席いただいております。

それでは、お手元の食品安全委員会議事次第に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○山本総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は10点ございます。

資料 1 - 1 が「食品健康影響評価について」。

その関連資料として、資料 1 - 2。

資料 2 が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」。

資料 3 が「新開発食品専門調査会における審議結果について」。

資料 4 - 1 ～資料 4 - 5 が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料5が「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成27年5月分）について」で
ございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○熊谷委員長 続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等
について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○山本総務課長 事務局において、平成26年1月7日の委員会資料1の確認書を確認しま
したところ、本日の議事について同委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっし
やいません。

○熊谷委員長 確認書の記載事項に変更なく、ただいまの事務局からの報告のとおりでよ
ろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関
からの説明について

○熊谷委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関か
らの説明について」です。

資料1-1にありますとおり、厚生労働大臣から6月5日付で添加物1品目について食
品健康影響評価の要請がありました。

それでは、厚生労働省の山本基準審査課長からから説明をお願いします。

○山本基準審査課長 厚生労働省基準審査課の山本でございます。それでは、どうぞよろ
しく願いいたします。

本日御説明させていただきますのは、次亜臭素酸というものでございまして、このたび
新規の食品添加物として指定要請が寄せられました。これに伴いまして、食品安全委員会
に評価依頼をさせていただくものでございます。

お手元の資料1-2に沿って御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、この次亜臭素酸水でございますが、用途といたしましては、食品表面の殺菌に用
いられております。今回の要請を受けました使用基準案といたしましては、この次亜臭素
酸水について、食肉の表面殺菌に限って認めることを考えております。使用量につきまし
ては、食鳥肉を除く食肉にあつては、臭素として、浸漬液または噴霧液1kgにつき0.90g

以下、また、食鳥肉にあつては浸漬液や噴霧液として1 kgにつき0.45 g 以下とすることを考えております。

この成分の海外における使用状況等でございますが、アメリカでは、次亜臭素酸水の原料でございますジブロモジメチルヒダントイン、資料の中ではDBDMHと省略させていただいているところもございますが、このジブロモジメチルヒダントインについて、加工助剤として、食肉、食鳥肉等への表面の殺菌あるいは洗浄の目的での使用が認められております。

一方、欧州連合のほうでは、DBDMH及び次亜臭素酸水、どちらも食品への使用は認められていない状況でございます。

国際機関でございますFAO/WHO合同専門家会議におきましては、2008年の会合でこのDBDMHの食品加工過程における使用については、その分解物であるジメチルヒダントイン、臭化物、微量に発生する可能性のあるトリハロメタン各種、臭素酸等の副産物につきまして、それぞれにおけるTDIあるいはADIあるいはNOEL、NOAELといったものと比較いたしまして、推定暴露量とこれらの数値を比較いたしまして、おのおの暴露レベルは十分な安全マージンがあることから、いずれの物質も何ら有意な健康リスクはないといった結論をつけております。

この成分概要でございますが、次亜臭素酸水というものは、先ほどから御説明させていただきましたジブロモジメチルヒダントイン（DBDMH）を水に溶解して得られる次亜臭素酸を主成分とする水溶液でございます。

化学式等につきましては、ここに記載させていただいているところでございます。

食品安全委員会での健康影響評価の結果をいただきました後は、私どもの薬事・食品衛生審議会におきまして、この次亜臭素酸水について食品衛生法に基づく食品添加物としての新規指定と規格基準の設定を検討することを予定しております。

簡単でございますが、以上でございます。よろしく願いいたします。

○熊谷委員長 ただいまの説明の内容につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

村田委員。

○村田委員 次亜臭素酸というのは余りよく知らないのですが、類似のものでよく使われる次亜塩素酸があると思うのですが、次亜塩素酸と比べて何か利点みたいなものはあるのでしょうか。

○山本基準審査課長 私もそれを聞いたことがあるのですが、申請者の資料によりますと、塩素系の殺菌剤と比べまして、接触する器具・器材、恐らく閉鎖系なりのプラントだと思っておりますが、その腐食性が非常に少ないといったことが利点として挙げられております。

○熊谷委員長 ほかに御質問、御意見はありますか。

山添委員。

○山添委員 化学式のところでBrHOと書かれているのですが、これはCASのルールだとこのように書くみたいだと先ほどちょっと説明も受けたのですが、化学物質だとするとHが真ん中に来るとするのは奇異な表現になるのですが、一応こういう場合にはCASの表示で全部統一するということなのですか。

○山本基準審査課長 今回の資料は、とりあえずCASに合わせさせていただいております。ただ、あまたある食品衛生法の最終的な成分規格に構造式なり化学式を入れさせていただく際に、この系統が全てこのようになっているかどうか確認しておりませんが、今回の資料についてはということでCAS表記をさせていただきました。

○山添委員 了解しました。

○熊谷委員長 ほかに御意見、御質問はありますか。

このDBDMHというのは米国ではいつごろから使用しているのでしょうか。特に食肉、食鳥肉の表面の殺菌として、かなり頻度高く使われているものなのでしょうか。

○山本基準審査課長 現在のところはかなり汎用されていると聞いておりますが、手元資料によりますと、少なくとも2003年ぐらいにはFDAの手續とかは終わっておりまして、それよりも前、一番最初が2003年かどうかは確実ではございませんが、2003年には少なくとも食鳥肉処理での使用がFDAから認められている等々がございます。聞くところによりますと、現在、米国では、食肉の表面殺菌については汎用なものの一つとは聞いております。

○熊谷委員長 なかなか食鳥肉の食中毒がアメリカも全世界的にも減らないので、もっといい素材ができるといいのかなと思っているわけですが、これは歴史がかなりあるということですね。

それから、1つ、この評価対象というのは次亜臭素酸水になるわけですね。DBDMHについてというか、それを含めてということなのですか。

○山本基準審査課長 DBDMHを水に投入して、最終的に食品たる食肉に接触するのは次亜臭素酸水というものになりますので、そういったものを使用する際の安全性あるいは健康影響といったものを御評価いただければと思っております。ですので、当然、分解物とかそういったものも含め、御検討いただくのかと思っておりますが、あくまで食品のそういった用途を前提に御評価いただければ幸いです。

○熊谷委員長 わかりました。ありがとうございます。

村田委員。

○村田委員 今に対してですけれども、このものに、トリハロメタンの中にジブロモクロロメタンとかと書いてありまして、クロロ物が幾つか書いてあるのですが、これはブロモではなくてクロロがどこかから来るという前提でよろしいのでしょうか。

○山本基準審査課長 先生、今、御指摘いただきましたように、この成分自体には臭素でございますが、水たる水道水の中に入っている微量の塩素などがこのトリハロのクロロの供給源ではないかと考えております。

○村田委員 わかりました。

○熊谷委員長 ほかに御意見、御質問はよろしいですか。

それでは、本件につきましては、添加物専門調査会において審議することとします。

山本課長、ありがとうございました。

○山本基準審査課長 ありがとうございました。

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」です。

本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当の山添委員から説明をお願いします。

○山添委員 DP-No. 2株及びGG-No. 1株を利用して生産されたグルタミルバリルグリシンについて、資料2の2ページの要約を用いて御説明申し上げます。

本添加物は、DP-No. 2株及びGG-No. 1株を利用して生産されたグルタミルバリルグリシンです。DP-No. 2株は大腸菌K-12株由来の突然変異株を宿主として原料のアミノ酸関連化合物を縮合させる酵素遺伝子の導入を行った株であり、GG-No. 1株は大腸菌K-12株由来の突然変異株を宿主としてDP-No. 2株が生成した中間物とアミノ酸を縮合させる酵素遺伝子の導入を行った株であります。

なお、DP-No. 2株は平成24年度に評価を終了したDP-No. 1株を利用して生産されたアスパ

ルチームなどに用いられたDP-No. 1株の挿入遺伝子にさらに改変を加え、中間物の生成能を向上させたものです。

本添加物は、食品添加物の成分規格の含量規格を満たしております。また、従来生産されているグルタミンバリングリシンと比較して既存の非有効成分の含有量が安全上問題となる程度にまで増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有していないと考えられました。

したがって、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性が確認されたと判断いたしました。

詳細については、事務局のほうからお願いいたします。

○池田評価情報分析官 それでは、今の資料2の3ページをお願いいたします。

「評価対象添加物の概要」につきましては、ただいま御説明のあったとおりでございます。用途は調味料でございます。

DP-No. 2株について、既に評価済みのものに改変を加えたものという御説明がございましたが、GG-No. 1株につきましても、平成27年に評価済みの遺伝子組換え添加物で用いられていた株ということでございます。

グルタミンバリングリシンという物質自体は食品添加物として指定済みで、成分規格が定められているものということでございます。

「Ⅱ. 食品健康影響評価」がございすけれども、1. では、先ほどございましたように、高度に本品が精製されて、食品添加物の含量規格を満たしているということが記載されております。

また、2. にございますように、タンパク質が検出限界未満でありまして、従来品に存在しない不純物が検出されないということと、従来品に存在する不純物の量も従来品の含量の実測値よりも低かったということでございますので、これらのことを踏まえまして、先ほど御説明がありましたとおり、従来品と比較して既存の非有効成分の含有量が安全上問題となる程度にまで増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有していないと考えられるとされております。

以上を踏まえまして評価につきましては、先ほど山添委員から御説明があったとおりでございます。

本件につきましては、よろしければ、最初のページにございますように、明日6月10日～7月9日の30日間、国民からの意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただいまの説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成、評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(3) 新開発食品専門調査会における審議結果について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「新開発食品専門調査会における審議結果について」です。

本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当の山添委員から説明をお願いします。

○山添委員 それでは、資料3「大麦若葉粉末」について、要約に沿って概要について御説明いたします。資料3の3ページをご覧ください。

本食品は、大麦若葉由来食物繊維を関与成分とし、「お腹の調子を健やかに保ちたい方やお通じの気になる方に適している可能性がある」旨を特定の保健の用途とする、水または湯に溶かして飲用に供する粉末形態の食品です。

本食品1日当たりの摂取目安量6gには、大麦若葉由来の食物繊維が2.2g含まれております。

本食品の評価では、ここに記載されている幾つかの試験を用いました。調査会の審議では、ラットを用いた13週間反復投与試験において認められた腹腔内の脂肪腫様の腫瘤について指摘がございました。肉眼的観察及び病理組織学的所見から良性脂肪腫と診断され、被験物質投与と関連のない変化とされております。

これら进行评估した結果、本食品については、提出された資料に基づく限りにおいて安全性に問題はないと判断いたしました。

詳細については、事務局からお願いいたします。

○池田評価情報分析官 それでは、今の資料3の4ページをお願いいたします。

I. が概要でございますけれども、I. の(6)にございますように、本品は条件付きの特定保健用食品として申請をされたものでございます。

「2. 関与成分」の項に記載がございますように、関与成分である大麦若葉由来食物繊維は、大麦若葉に由来する食物繊維ということで、大麦若葉を蒸煮しまして、加熱殺菌、乾燥後、粉末化したもので、90%以上が不溶性食物繊維だということでございます。

「3. 作用機序」でございますけれども、関与成分に含まれる不溶性食物繊維の保水性による物理化学的特性によって、排便促進作用を発揮することが期待されているということでございます。

その下に「安全性に係る試験等の概要」といたしまして、まず「1. 食経験」を書いてございます。内容はご覧のとおりでございます。

「2. *in vitro*及び動物を用いた*in vivo*試験」がございすけれども、(1)から次の5ページにかけて(3)まで試験が行われておりまして、遺伝毒性の試験でございすけれども、いずれも陰性の結果でございす。

5ページに参りまして、(4)から次のページの(6)にかけましては、ラットを用いた毒性試験でございす。単回強制経口投与試験、28日間反復強制経口投与試験、13週間反復強制経口投与試験が行われております。13週の試験で誤投与による死亡が1例あった以外には、いずれも死亡例は認められていないということで、一般状態に異常は認められておりません。

また、先ほど御説明がありましたように、13週試験での脂肪腫様の腫瘤につきましては、御説明のとおり判断をいただいておりますけれども、それも含めまして、諸検査や剖検所見でも毒性学的に意義があるとされた変化はございせんでした。

6ページの中段以降にヒト試験がございすが、ヒト試験は、健常者及び便秘傾向の男女32名を対象として1日摂取目安量を投与します12週間連続摂取試験と、男女23名を対象として3倍量を摂取する4週間連続3倍量摂取試験が行われております。

12週間連続摂取試験では、おなかのごろごろするとの自覚症状が1件ございましたが、軽微であったということでございまして、次のページの3倍摂取試験では、本食品由来と考えられる緑便が2例あったということですが、これについては健康上の問題はないとされておまして、その他、臨床上問題となる有害事象はなかったということでございす。

その下の「4. その他」の項目でございすけれども、大麦若葉粉末に含まれるクロロフィルの分解物であるフェオホルバイドは光過敏症の原因となるということが知られておりますので、フェオホルバイド量について確認されておりますが、ここに記載のとおり、加速条件で6カ月保存したものと、室温で6カ月及び42カ月保存したもので測定がされておまして、結果として、加速条件のものでは検出がされなかったということで、室温保存では当初の検出限界値程度の含量から変化はなかったということでございす。

その下の(2)でございすが、多量摂取や体調等によって、おなかの張ったり緩くなったりするということや、本品が食物繊維を多く含むということで、過敏性腸症候群や炎症性腸疾患等の疾患を持つ方には、かかりつけの医師に御相談いただくということで、注意喚起を行うということでございす。

以上を踏まえまして、7ページの下の方にあります「食品健康影響評価」がされておりますけれども、内容については、山添委員から御説明いただいたとおりでございます。

本件につきましては、御了承いただけましたら、明日6月10日～7月9日の30日間、国民からの御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございす。

○熊谷委員長 ただいまの説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問あるいは御意見ありますか。

加速条件という専門用語の意味がよくわからないのですけれども、これは、40℃、相対湿度75%の条件を指しているものと理解してよろしいのですか。

○池田評価情報分析官 そうです。括弧内の条件のことを指しております。

○熊谷委員長 何か過剰に劣悪な条件を課したような意味なのでしょうか。

○山添委員 劣化試験という言い方もありますけれども、結局、通常の保存条件よりも少し過酷な条件で劣化を促進するという意味が入っているかと思えます。

○熊谷委員長 わかりました。ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はありますか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成、評価書案への反映を新開発食品専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○熊谷委員長 それでは、次に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

農薬5品目に関する食品健康影響評価についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○関野評価第一課長 それでは、お手元の資料4-1～4-5を使いまして、御説明させていただきます。いずれも国民からの意見・情報の募集期間が終わったものでございまして、その報告をさせていただきます。

まず、資料4-1をお願いいたします。エトフェンプロックスについてでございます。

本剤は、概要といたしまして、11ページにございましており殺虫剤として用いられるものでございまして、同じ11ページの一番下に記述がございまして、今回、適用拡大ということで評価要請がなされたものです。したがって、評価書としては重版物ということになります。

評価結果につきましては、54 ページに「食品健康影響評価」として2 ページにわたりにまとめてございますが、今回、重版物ということのタイミングで、次の 55 ページにございます急性参照用量の設定も行われているものでございます。

ADI、ARfDにつきましてはの記述は、55ページ記載のとおりでございます。

これらの内容に関しまして、4月21日に開催されました第558回「食品安全委員会」で、農薬専門調査会での審議結果について御了解いただき、その後、国民からの意見・情報の募集を行ったものになります。

その結果は、同じ資料の一番最後のページに示してございます。右肩に「参考」と書いてあるページですが、4月22日～5月21日の30日間、意見を募集いたしました、その期間に寄せられた意見・情報はございませんでした。

5 剤まとめてその内容を御報告いたします。

次は、資料4-2をお願いいたします。クロフェンテジンになります。

本剤の概要に関しましては、7 ページにございます。クロフェンテジンに関しましては殺ダニ剤ということで使われるものでございまして、同じ7 ページ、一番下に「開発の経緯」がございまして、ポジティブリストに掲載されたものでございまして、評価要請がこの機会にあったというものでございます。

評価結果といたしましては、44ページに「食品健康影響評価」として示してございます。

その次の45ページにADIの値とその根拠となる試験を示してございますが、一方、急性参照用量に関しましては、設定の必要なしという結論でございました。

この審議結果につきまして、先ほどのエトフェンプロックスと同じく、4月21日の食品安全委員会で御報告させていただいて、その後、国民からの意見・情報の募集を行ったものになります。

その結果は、最後の1枚のところ示してございます。クロフェンテジンに関しまして、期間中に寄せられました意見・情報はございませんでした。

次に、資料4-3をお願いいたします。クロルプロファムになります。

本剤の概要は8 ページに示してございます。用途といたしましては除草剤、植物成長調整剤ということでございます。

一番下「開発の経緯」にございますとおり、今回は飼料中の残留基準設定の要請ということでの評価要請でございますが、ポジティブリストに既に掲載されているものでございます。

農薬専門調査会での審議結果は40ページです。「食品健康影響評価」ということでまとめてございまして、41ページにADI、ARfDをそれぞれ根拠となる試験方法とともに示してございます。

これに関しましても、先ほどの2剤と同じタイミング、4月21日の食品安全委員会で審議結果を御報告させていただき、その後、国民からの意見・情報の募集を行いました。

その結果が最後の1枚のところでございます。この剤に関しましても、期間中、寄せら

れました意見・情報はございませんでした。

次に、資料4-4をお願いいたします。ピコキシストロビンでございます。

本剤の概要を7ページに示してございます。用途は殺菌剤ということになりまして、今回の評価に関しましては、次の8ページに記述がございますが、新規の登録の関係及びインポートトレランス設定という関係での評価要請となっております。

「食品健康影響評価」は44ページに示してございます。

その次の45ページにADI、ARfDの値とその設定根拠の記述がございます。

この剤に関しましては、同じタイミング、4月21日の食品安全委員会で御報告させていただき、国民からの意見・情報の募集を行いました。

その結果は一番最後のページです。期間中に寄せられました意見・情報はございませんでした。

最後になります。資料4-5をお願いいたします。ピロキロンです。

本剤の概要に関しまして、9ページ、殺菌剤としての用途がございます。

9ページ、一番下の「開発の経緯」の記述になりますが、ポジティブリストに掲載されているものでございまして、今回、魚介類への残留基準値の設定の要請ということで評価要請がありました。

評価結果は31ページから2ページにわたりまして、まとめといたしまして、「食品健康影響評価」という項目の中で示してございます。

それぞれADI、ARfDはご覧のとおりでございました。

この審議結果につきまして、4月21日開催の食品安全委員会にて御了解いただき、その後、国民からの意見・情報の募集を行っています。

その結果が最後のページになります。本剤に関しましては、期間中に寄せられました意見・情報はございませんでした。

以上、今回お諮りいたします農薬5件につきまして、いずれも国民からの意見・情報の募集をかけましたが、意見はございませんでしたので、審議結果のとおり、リスク管理機関にお返ししたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただいまの説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いします。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、エトフェンプロックスの一日摂取許容量を0.031mg/kg体重/日と設定し、急性参照用量を1mg/kg体重と設定する、クロフェンテジンの一日摂取許容量を0.017mg/kg体重/日と設定し、急性参照用量は設定する必要がないと判断した、クロルプロファムの一日摂取許容量を0.05mg/kg体重/日と設定し、急性参照用量を0.5mg/kg体重と設定する、ピコキシストロビンの一日摂取許容量を0.046mg/kg体重/日と設定し、急性参照用量を0.2mg/kg体重と設定す

る、ピロキロンの一〇日摂取許容量を0.019mg/kg体重/日と設定し、急性参照用量を0.2mg/kg体重と設定するというこゝでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(5) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成27年5月分)について

○熊谷委員長 それでは、次に移ります。

「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等(平成27年5月分)について」です。
事務局から報告してください。

○木下リスクコミュニケーション官 それでは、手元の資料5に基づきまして、御報告申し上げます。「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等(平成27年5月分)について」でございます。

5月中に58件のお問い合わせ等がございました。これは通常月程度でございます。そのうち、放射性物質関連が3件ございました。

裏面をお願いいたします。今月は2件御紹介申し上げます。

1つは、アルミニウムについてでございます。アルミニウムは食品添加物として使用されているようだが、健康に悪いという話を聞いたので、教えてくださいという問い合わせがございました。

アルミニウムは、硫酸アルミニウムアンモニウムですとか硫酸アルミニウムカリウムとして膨張剤などに使われておりますということを申し上げております。また、JECFAにおいて、繁殖系、発達神経系に健康影響がある可能性があるという点から、耐容週間摂取量が定められておりますということを御紹介してございます。

ただ、現在のところ、アルミニウムの摂取が原因でアルツハイマー病が発症するとまでは言えませんよということ。アルミニウムに限らず、バランスのとれた食生活を心がけることが重要ですとお話ししてございます。

また、当委員会のホームページなどで情報を掲載しておりますので、御参考にしてくださいと申し上げております。

もう一つ、トランス脂肪酸でございます。こちら、トランス脂肪酸は海外で規制されていると聞いたのですが、日本はどうですかというお問い合わせでございました。

トランス脂肪酸は、欧米で含有禁止というわけではないですよということと、食品安全委員会では、トランス脂肪酸の健康影響評価を行ってございます。また、WHOではリスクを低減して健康増進のための目標を設定してございまして、総エネルギー量の1%未満に抑えるということを提示しています。

日本の量はいかがかというところ、日本の摂取量は、この時点で総エネルギー量の0.3%程度

でしたということを申し上げます。また、食品中のトランス脂肪酸を低減させるようにメーカーのほうも取り組みをしておりますということ。ここで1点、トランス脂肪酸に注意を払い過ぎると、今度は逆に飽和脂肪酸のほうがふえてしまうというおそれがありますので、飽和脂肪酸のほうの目標量ですとかを御紹介して、また、脂質に偏った食事をしていることそのものに注意が必要です、こちらもバランスのよい食事が大切です。以上を申し上げます。

また、トランス脂肪酸についても、当委員会のホームページですとかフェイスブックによって情報発信してございますということを紹介してございます。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただいまの報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等がありましたらお願いします。よろしいですか。

(6) その他

○熊谷委員長 それでは、ほかに議事はありますか。

○山本総務課長 ございません。

○熊谷委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了しました。

次回の委員会会合につきましては、来週6月16日火曜日14時から開催を予定しております。

また、12日金曜日14時から「添加物専門調査会」が公開で、来週15日月曜日10時から「肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会(薬剤耐性菌に関するワーキンググループ)」が公開で、14時から「農薬専門調査会評価第二部会」が非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第564回「食品安全委員会」会合を閉会します。

どうもありがとうございました。